

病院等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン検討委員会
設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、「病院等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、病院（自治体病院を含む）等の取引を行おうとする資産運用会社が、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第50条の2等に基づく取引一任代理等の認可申請等に際して整備すべき組織体制を示すとともに、病院運営者とリートとの信頼関係を構築するために留意すべき事項を示すことを目的とするガイドラインを検討することを目的とする。併せて、病院・医療関係者にリートについて周知する方策を検討することを目的とする。

（構成）

第3条 委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

（会議）

第4条 座長は、議長として委員会の議事を整理する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

3 委員会、配付資料及び議事要旨は、原則として公開とする。ただし、座長が認めるときは非公開とすることができる。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課に置く。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要綱は、平成26年9月26日から施行する。